様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第１面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

2025　年　　6　月　　4　　日

（宛先）松本市長

提出者
住　所　　長野県松本市本庄２丁目５－１
氏　名　　社会医療法人財団　慈泉会
理事長　相澤孝夫
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号　　0263　－　　33－　　8600

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の２第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	社会医療法人財団　慈泉会　相澤病院
事業場の所在地	長野県松本市本庄２丁目５－１
計画期間	２０２５年４月１日～　２０２６年３月３１日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	８３　医療業
②事業の規模	４６０床
③従業員数	２０６６名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	廃棄物名称　　委託業者 ・感染性廃棄物　（委託）　焼却　→　埋め立て（管理型） ・廃　酸　（委託）　中和　→　埋め立て（管理型） ・廃アルカリ　（委託）　中和　→　埋め立て（管理型） ・廃　油　（委託）　中和・焼却

（日本産業規格　Ａ列４番）

（第２面）

<table>
<tr><td colspan="4">特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項</td></tr>
<tr><td colspan="4">（管理体制図）

別紙</td></tr>
<tr><td colspan="4">特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="4">①現状</td><td colspan="3">【前年度（　令和　６　年度）実績】</td></tr>
<tr><td>特別管理産業廃棄物の種類</td><td>感染性廃棄物</td><td>廃油（引火性の物）</td></tr>
<tr><td>排　　出　　量</td><td>244　t</td><td>4　t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（これまでに実施した取組）

「感染性廃棄物分別表」を作成し、分別の徹底を図った。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">②計画</td><td colspan="3">【目標】</td></tr>
<tr><td>特別管理産業廃棄物の種類</td><td>感染性廃棄物</td><td>廃油（引火性の物）</td></tr>
<tr><td>排　　出　　量</td><td>244　t</td><td>4　t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）

感染性廃棄物について分別の徹底を図り、排出量の抑制を行う。</td></tr>
<tr><td colspan="4">特別管理産業廃棄物の分別に関する事項</td></tr>
<tr><td>①現状</td><td colspan="3">（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

写真入りの「廃棄物分別表」を作成し、分別の徹底を図った。
鋭利（黄色）と液状・汚泥（赤色）を同一容器（ペールボックス）へ廃棄とした。これより、廃棄物容器は、固形容器（ダンボール）とペールボックスとの２種類になり、分別の簡素化が図られた。</td></tr>
<tr><td>②計画</td><td colspan="3">（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

必要に応じて、さらに分別の徹底を図る。</td></tr>
</table>

（第３面）

<table>
<tr><td colspan="4">自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="4"></td><td rowspan="4">①現状</td><td colspan="2">【前年度（　令和　６　年度）実績】</td></tr>
<tr><td>特別管理産業廃棄物の種類</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（これまでに実施した取組）

自ら再生処理は実施していない。</td></tr>
<tr><td rowspan="4"></td><td rowspan="4">②計画</td><td colspan="2">【目標】</td></tr>
<tr><td>特別管理産業廃棄物の種類</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）

実施する予定はない。</td></tr>
<tr><td colspan="4">自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="5"></td><td rowspan="5">①現状</td><td colspan="2">【前年度（　令和　６　年度）実績】</td></tr>
<tr><td>特別管理産業廃棄物の種類</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（これまでに実施した取組）

自ら中間処理は実施していない。</td></tr>
<tr><td rowspan="5"></td><td rowspan="5">②計画</td><td colspan="2">【目標】</td></tr>
<tr><td>特別管理産業廃棄物の種類</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）

実施する予定はない。</td></tr>
</table>

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 令和 6 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） 自ら埋め立て処分又は、海洋投棄処分は実施していない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 実施する予定はない。		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 令和 6 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油（引火性の物）
	全処理委託量	244 t	4 t
	優良認定処理業者への処理委託量	244 t	4 t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・委託基準に従って、産業廃棄物を委託出来る業者を選定し、書面による契約を実施。 ・電子マニュフェストにより最終処分の確認を徹底している。		

<table>
<tr><td rowspan="8"></td><td rowspan="8">②計画</td><td colspan="3">【目標】</td></tr>
<tr><td colspan="2">特別管理産業廃棄物の種類</td><td>感染性廃棄物</td><td>廃油（引火性の物）</td></tr>
<tr><td colspan="2">全処理委託量</td><td>244 t</td><td>4 t</td></tr>
<tr><td>優良認定処理業者への処理委託量</td><td>244 t</td><td>4 t</td></tr>
<tr><td>再生利用業者への処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者への処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）

・可能な限り優良認定処理業者から選定する。
・委託先の処理業者には、３年に１回以上　現地確認を行う。</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">電子情報処理組織の使用に関する事項</td><td colspan="3">【前年度（　令和　６　年度）実績】</td></tr>
<tr><td colspan="2">特別管理産業廃棄物
排　　出　　量
（ﾎﾟﾘ塩化ﾋﾞﾌｪﾆﾙ廃棄物を除く。）</td><td>248.31 t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組等）

電子マニュフェスト加入済み（全量電子申請）</td></tr>
<tr><td colspan="2">※事務処理欄</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

備考

1　前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに１枚作成すること。

2　当該年度の６月30日までに提出すること。

3　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

4　「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

5　「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。

6　「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第６条の14第２号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の３の３第１項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

7　「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第２条の４第５号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第８条の31の４に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。

8　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が３以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

9　※欄は記入しないこと。

別紙３

「実績」欄：前年度特別管理産業廃棄物排出量
「計画」欄：当年度特別管理産業廃棄物排出量の目標値

【　令和７　】年度特別管理産業廃棄物処理計画書（特別管理産業廃棄物の実績及び計画の量）　（単位：ｔ）

特別管理産業廃棄物の種類	総排出量（※）		自ら再生利用を行った（行う）量		自ら行う中間処理				自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った（行う）量		処理の委託に関する事項									
					自ら熱回収を行った（行う）量		自ら中間処理により減量した（する）量				全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	自ら直接再生利用した量等を含めた事業場における特別管理産業廃棄物の合計量		自ら直接再生利用する量と自ら中間処理を行った後に再生利用する量				中間処理前の量から中間処理後の量を引いた量		自ら直接埋立・海洋投入処分する量と自ら中間処理した後に自ら埋立・海洋投入処分する量		自社内で処理を行わず直接委託した量と自ら中間処理した残さ量のうち処理業者に委託して処理する量		優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第６条の11第２号に該当する者）		中間処理後、有効利用されている場合の委託量（委託先から別の業者に売却等される場合を含む。）		認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の３の３第１項の認定を受けた者）		認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量	
	①		②＋⑧		⑤		⑦		③＋⑨		⑩		⑪		⑫		⑬		⑭	
	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画
廃油	4.37	4.00									4.37	4.00	4.37	4.00						
廃酸																				
廃アルカリ																				
感染性廃棄物	243.94	244.00									243.94	244.00	243.94	244.00						
特定有害産業廃棄物 廃ＰＣＢ等																				
特定有害産業廃棄物 ＰＣＢ汚染物																				
特定有害産業廃棄物 ＰＣＢ処理物																				
特定有害産業廃棄物 廃石綿等																				
特定有害産業廃棄物 有害金属等を含む 汚泥																				
特定有害産業廃棄物 有害金属等を含む 鉱さい																				
特定有害産業廃棄物 有害金属等を含む 廃油																				
特定有害産業廃棄物 有害金属等を含む 廃酸																				
特定有害産業廃棄物 有害金属等を含む 廃アルカリ																				
特定有害産業廃棄物 有害金属等を含む 燃え殻																				
特定有害産業廃棄物 有害金属等を含む ばいじん																				
合　計	248.31	248.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	248.31	248.00	248.31	248.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

※　**総排出量＝自ら再生利用を行った（行う）量＋自ら中間処理により減量した（する）量＋自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った（行う）量＋全処理委託量**

【記載方法】

・特別管理産業廃棄物の種類ごとに、当てはまる欄の左側に前年度実績（現状）の量を、右側に本年度計画（目標）の量を、それぞれ記載してください。
・「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、「全処理委託量」欄へ記入した後、右欄にそれぞれの量を記載してください。
・「自ら再生利用を行った（行う）量」の欄は、「自ら直接再生利用した量」と「自ら中間処理した後再生利用した量」を合算して記載してください。
・「自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った（行う）量」は、「自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量」と「自ら中間処理した後に自ら埋立処分又は海洋投入処分をした量」を合算して記載してください。
（自ら中間処理したことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入する量も含む）

管理体制図

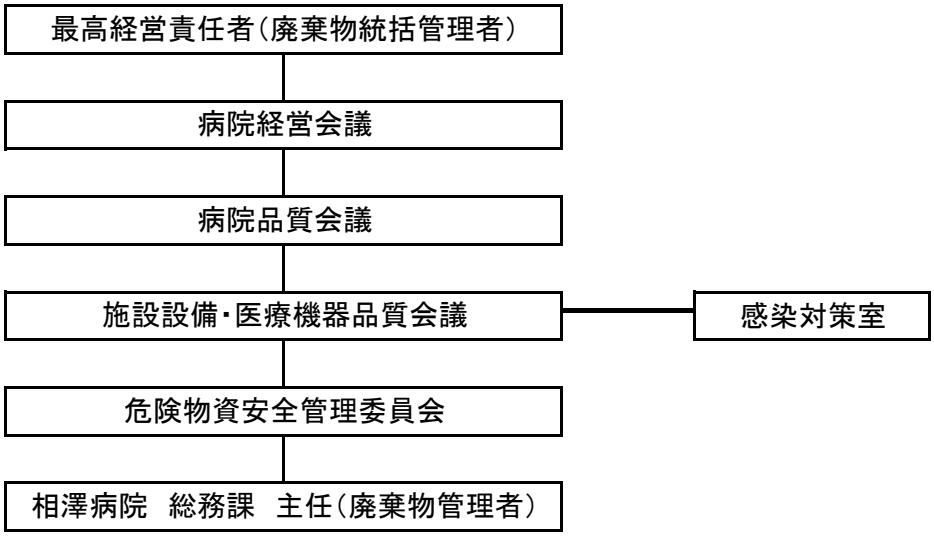
最高経営責任者（廃棄物統括管理者）
病院経営会議
病院品質会議
施設設備・医療機器品質会議
感染対策室
危険物資安全管理委員会
相澤病院　総務課　主任（廃棄物管理者）